

空き家に関する支援制度一覧

市町村名： 吉岡町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる（工事）内容	対象（者）要件	限度額	融資利率 （利子補給の場合 は 利子補給率）	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 （申込・問合せ先）	HP掲載（リンク先）	その他
老朽空き家等対策事業	助成	老朽危険空家除却支援事業	町が老朽化により倒壊などのおそれのある空き家を「老朽危険空家」と認定した建物の除却工事費を補助。	町内に所在する老朽危険空家であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの。 1倒壊等により近隣住民等に悪影響を及ぼすおそれがあること。 2概ね1年以上使用されておらず、今後も居住の見込みがなく、居住の用に供する部分の面積が延べ床面積の2分の1以上であること。 3公共事業等による移転又は建替えの補償の対象でないこと。 4国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと。	4/5。 上限50万円。			6月～11月末	1件(先着順)	建設課 都市建設室	0279-26-2278	http://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/iutaku/sumai/roukyu_akiya.html	
空き家に関する相談会等のイベント情報	融資	空き家等無料相談会	一回30分、予約制にて無料で空き家等の相談会を行う。相談員は宅地建物取引士。	町内の空き家等について。				月に1回		建設課 都市建設室	0279-26-2278	http://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/iutaku/sumai/akiya_soudan.html	